

名古屋北部民商ニュース

発行：2025年3月31(月) No.612

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「民商に入ってよかった」の声を広げよう！

1月から3月までの新入会14人！

名古屋北部民商では、3月末増勢には20人の拡大が必要と話し合い、そのために3か月連続で「なんでも相談会」を開く、それに向けて毎月2000枚のビラを配布する、宣伝カーをまわし、地域に民商の存在を知らせる、という方針を決めました。

この3か月間で、ビラ配りなどに参加した役員、会員は、18人。残念ながら、なんでも相談会への来所は、ほぼありませんでしたが、「自分で申告したいと思っていた。民商で教えてもらえますか」とビラとリーフを見た方から、問い合わせがありました。3か月で6000部以上を配布したことは、少なからず民商の知名度アップへつながったことでしょう。



初めての3.13で仲間と提出

入会者は1月2人、2月4人、3月は、現在8人。そのうち、元会員（20年以上前）2人、ネットでの検索1人、事務所の前を通りかかって知った1人、それ以外は会員の紹介（友人、知人、親族）でした。要求は、6人が申告、滞納相談が2人。無申告だった方は、来所した際「夫が無申告だったことも知らなかった。どうしていいかわからず、不安で夜も眠れなかった」と言っていました。事務局と相談しながら申告書を作成。翌日の3.13統一行動に参加し、集団で申告書を提出。「本当に心強かった。知り合いに民商のことを教えてもらってよかった」と笑顔で帰っていきました。

また、社会保険料滞納で相談に来た方は、「年金事務所から差押予告

ひとりではどうしていいか、わからなかった

社会保険料の滞納の相談で入会したNさん（女性）。

両親が経営したきた解体業の法人を引き継ぎ、経営再建に奮闘しています。しかし、自身が昨年体調不良で経営に携われなかったあいだに、資金繰りが悪化。社会保険料が120万円ほど滞納となってしまいました。社会保険事務所から「差押予告」が届いた段階で民商に相談に来所したのが3月17日。そして、3月21日に、事務局も同行して交渉に。

年金事務所職員は「昨年3月に話し合った後、納付もなく1年間経過してしまった。こちらとしても、法律上、差押をやらないといけない」「コロナで大変だったのは、おたくの会社だけではない。歯を食いしばってがんばって払っている人との公平性が保てない」などと「差押ありき」の雰囲気。Nさんは「連絡できなかったのは、申し訳ないと思っていますが昨年は体調不良で、電話をかけられる状態ではなかった」「コロナ融資の返済を利息だけにして、仕事量もようやく戻ってきたので、完納できるよう分割で支払っていききたい」と話しました。それでも、「担保が出せるなら」とか「すでに、取引先には照会をかけさせてもらった」という返答。「コロナや体調不良を乗り越え、やっと先が見えるようになったところで、なんとか分割納付を認めてほしい」と話し、再度交渉することになった。24日には、北税務署へ消費税の納付相談へ行き、最終的には換価の猶予の申請を出すことになりました。25日に再び、民商で相談して作成した納付計画をもって年金事務所へ。Nさんから「消費税と社会保険料を払うために、取引先に、現場を増やしてもらおう交渉をしてきた。色々検討して納付計画を作ったので、これをお願いしたい」と話しました。担当課長



建設国保加入の方の保険証の扱いについて

現在の保険証は、今年7月末まで使用可能です。その後は、マイナ保険証と紐づけがされていない方は「資格確認書」が発行されます。現在の建設国保加入者は、組合が紐づけの可否を掌握しています。

（市国保の場合も、7月末まで現在の保険証を使用可能。マイナ保険証以外の方には「資格確認書」が発行されます）